

日本経済を持続的な成長軌道に導くために
(平成28年11月10日 関西大会政策提言)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、緩やかな回復を続けているものの、企業の設備投資や個人消費が経済好循環の歯車を回す段階には至っておらず、GDPも伸び悩んでいる。

他方、海外経済は、新興国経済の弱い動きなどを背景に先行き不透明感が増している。加えて、経済のグローバル化への批判や保護主義的な動きの強まりなどが懸念される。

まさに今、わが国は、日本経済に明るい展望を見いだしていけるかどうかの極めて重要な時期を迎えている。規制・制度改革を始めとした成長戦略を一気に加速させ、日本経済を持続的な成長軌道に導くための原動力である企業と個人の力をさらに高め、これを最大限に発揮させていく必要がある。

また、経済や社会構造を大きく変革する第四次産業革命の流れを取り込み、日本の得意とする「ものづくり」をさらに進化させ、先端技術やイノベーションの力を活かしてあらゆる産業の生産性向上を図り、少子高齢化による人口減少がもたらす労働力不足の問題など、様々な社会的課題やエネルギー・環境問題等の解決にもつなげていくことが重要である。

なお、これらの課題は国内のみにあるものではなく、高い技術力に裏付けされたオールジャパン体制による社会インフラの整備やエネルギー・環境技術の普及などで国際社会に貢献していくためには、日本企業が安心して海外で事業展開できる環境づくりが必要であり、TPPやRCEP、FTAAP、日・EUのEPA、日中韓FTA等、自由貿易の促進や国際通商ルール作りに粘り強く努力していくべきである。

こうした中、社会インフラから生産設備まであらゆる資本財を提供する我々産業機械業界は、被災地域の経済社会の再生に引き続き取り組むとともに、わが国産業の国際競争力をより一層強化するため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力の提供に取り組んでいく所存である。

併せて、わが国の強みであるエネルギー・環境保全分野に関する技術やサービスにさらに磨きをかけ、関連産業と連携しながら新たな市場を創造し、地球環境保全と日本経済の持続的成長の実現に向け、引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. 日本を持続的な成長軌道へ導くための施策

- (1) 東日本大震災、熊本地震の被災地の復興や、福島再生のさらなるスピードアップに向け、大胆な規制緩和や特区の創設等を図り、地場企業・産業の再建・活性化や除染作業等を着実に進めること。
- (2) 日本を持続的な成長軌道へ導くため、規制・制度改革等の成長戦略を加速させ、新市場の創出や設備投資の拡大等に繋げていくことで、経済全体を活性化させ、さらなる企業の競争力強化、国の経済成長という好循環を形成すること。
- (3) 国内において労働人口の減少が進む中、一人あたりの生産性の向上・効率化やダイバーシティによる人材活用の拡大等、成長力の強化を目指した各種施策を推進すること。
- (4) 企業活力を向上させ、民間主導の好循環の波を消さないために、税制改革、社会保障負担の軽減、安定的で低廉なエネルギー供給等、事業環境の国際的なイコールフットィングを早期に実現すること。
- (5) 為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。
- (6) 事後保全から予防保全への転換等、老朽インフラの保全・整備のための公共投資を積極的かつ効率的に実施するとともに、IoTや人工知能等の活用による高度な点検・診断技術や補修・更新方法等の開発を加速させる各種施策の充実、PPP・PFI・コンセッション等のさらなる活用等、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取り組みを進め、安全で安心な社会の構築を目指すこと。

2. 製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) イノベーション創出の主体的役割を果たすわが国製造業の技術力のさらなる強化や生産性の向上に向け、研究開発税制の堅持・拡充や新たな設備投資促進税制の創設等に優先的に取り組むこと。また、先端技術の市場化・導入促進等の各種施策を一層充実させるとともに、世界の製造業をリードしていくための国際標準化・規格化づくりを強化していくこと。

- (2) 将来の「ものづくり」を支える人材やグローバル人材の教育・育成プログラムの構築、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の充実等、各種施策を総合的に進めること。
- (3) 第四次産業革命に的確に対応し、IoT や人工知能等の新たな情報技術を活用しながら、日本の「ものづくり」をさらに進化させ、企業の技術力や生産性を抜本的に高めていくため、企業間の革新的な連携を可能にする共通プラットフォームの構築やセキュリティ対策等の各種施策を一層充実させること。
- (4) 地域経済の核となる中堅・中小製造業の競争力をより強化するため、国際的な事業活動や、知的財産の活用等を支援する各種施策を一層充実させること。

3. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) TPP や RCEP、FTAAP 等の大型 EPA や日・EU の EPA、日中韓 FTA 等への取り組みを強力に推進し、世界の新たな経済秩序作りに一層貢献すること。また、中小企業や地域経済が EPA・FTA を積極的に活用し、新たな成長へ繋げていくための取り組みを一層強化すること。
- (2) 日本企業が新興国等で質の高いインフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、官民連携したトップ外交を強力に推進するとともに、ODA や JICA、JBIC、NEXI 等による支援を充実させること。また、ハード面の整備のみならず、国際標準化・規格化の推進や、相手国の制度構築・人材育成等ソフト面での取り組みも強化すること。なお、日本企業の優れた技術の活用を促進するため、円借款に関する調達制度等の改善を図ること。
- (3) アジアインフラ投資銀行（AIIB）への対応は、日本企業が競争上不利になることのないよう進めること。
- (4) 海外において事業活動を安全に実施できるよう、各国の事情に応じたガイドラインの整備や緊急時の迅速かつきめ細やかな情報発信、国外退避手段の確保等、各種支援を拡充すること。

- (5) 租税条約の締結国の拡大や既締結条約の高水準な内容への改定、非関税障壁の撤廃、海外出張・勤務者の就業ビザの取得緩和、社会保障協定の締結促進、知的財産保護、駐在員当たりの現地労働者雇用義務等に関する協議を推進するとともに、海外競合企業への技術情報等の流出を抑止するための対策強化を図ること。

4. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 安全・安心で経済性・環境性のバランスのとれたエネルギーミックスを早期に確立すること。また、安全性の確認された原子力発電所については、地元の十分な理解を得ながら再稼働を進めるとともに、原子力発電の安全性を世界最高水準に高めるための技術開発や人材育成等への支援を一層充実させること。
- (2) 再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及・促進、革新的省エネルギー技術や蓄電池技術の開発支援、工場等の未利用エネルギーの有効利用等に伴う規制緩和等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。また、水素、バイオマス、風力、地熱、地下水熱・地中熱、海洋資源等の開発・利用等を強力に推進すること。
- (3) 地球規模での温室効果ガス削減に積極的に貢献していくため、わが国は国内での排出削減のみならず、二国間クレジットの推進に加え、ODA や JBIC 等による支援を拡充させる等、日本企業の優れた環境技術を活かした国際的な貢献をさらに強化すること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。